

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成30年4月9日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

農業委員48名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	36番 梅田 誠也	37番 角居 登
38番 田上 正富	39番 橋本 春利	40番 村上 正春
41番 南 順二	43番 田上 辰也	44番 中川 宣長
45番 山下 知文	46番 赤木 英雄	47番 米村 昌昭
48番 山田 博幸	49番 一木 文雄	50番 橋本 義則

欠席委員(上記48名中4名が欠席)

20番 園田 操	23番 竹原 孝昭	40番 村上 正春
48番 山田 博幸		

午後3時00分 開会

事務局

こんにちは。それでは、定刻になりましたので、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数48名中44名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

本日は新年度の初めのお忙しい中、農業委員会総会に多くの方のご出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、本日の総会が、私たち23次農業委員会最後の総会でございます。この3年間は、委員の皆様のご尽力のおかげで熊本市農業委員会は大変充実した活動ができました。お礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議が主なものになっております。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願い申し上げます。

議 長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者には28番の柘永築委員と29番の杉本清和委員を、書記に事務局の澤純子主任主事を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請を初め、全件で7件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局の説明をお願いします。

事務局

事務局より議案の修正のほうをお願いいたします。

今回、取り下げにより修正がございます。別冊のページをめくっていただきまして、目次のページでございます。1行目、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請ということで、件数が35件とありますのを34件に訂正方お願いいたします。

続きまして、同じページの5行目でございます。第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（第1号）、こちらの件数、現在34となっておりますものを33に訂正方お願いします。それに伴いましてページ右下、議案の合計件数、こちら139件となっているものを137件に修正方お願いいたします。

個別案件に入ります。

4ページをお開きください。第1号議案の3条の規定に基づく許可

申請の19番でございます。こちらのほうが取り下げになります。

続きまして、20ページをお開きください。第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の中段の枠でございます。利用権設定（新規設定）、こちらの枠の修正でございます。一番左でございます。貸手の件数11、こちらのほうを10に修正をお願いします。その右、借手10とありますものを9に修正をお願いします。続きまして、その右にある件数の枠でございます。3、0、8と続いております8の件数を7に修正をお願いします。さらにその下、合計が11とありますものを10に修正をお願いいたします。その枠を1個飛ばしまして面積の枠でございます。田などの面積、こちらのほうが3段目、「19,043.00」とありますものを、こちらのほうを「10,400.00」に修正をお願いいたします。さらにその下の合計、こちらのほうを「31,818.00」とありますものを、「23,175.00」に修正をお願いいたします。続きまして、畑の面積は修正ございません。その右、合計欄です。3段目、「32,285.00」、こちらのほうを「23,642.00」に修正をお願いします。さらにその下、合計欄でございます。こちらのほう、現在「45,060.00」とありますものを、「36,417.00」に修正をお願いいたします。

最後になりますが、33ページをお開きください。こちらの左側の番号で28番、「賃」と書いてあります。●●さん、●●さん、こちらの28番のほうを取り下げになっております。

以上でございます。

議長　　それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、34件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番　嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番の譲受人は、中央区出水八丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張により農地の所有権を移転する申請です。申請地には水稻を作付されます。

3番と4番の譲受人は、中央区出水八丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のため、農地の所有権を共有名義にて移転する申請です。申請地には水稻を作付されます。

5番の譲受人は、中央区出水八丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権移転の申請です。申請地には許可後は花きと水稻を作付されます。

以上、1番から5番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番から5番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

6番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

6番の譲受人は、東区桜木四丁目にお住まいの兼業農家で、子へ贈与のため農地の所有権移転の申請です。申請地には許可後はネギ、ニラ、里芋を作付されます。

以上、6番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

7番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番の譲受人は、東区上南部一丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のために農地の所有権移転の申請です。申請地には許可後は水稲を作付されます。

以上、7番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であることの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に、8番ですが、申請人が議席番号36番の梅田委員本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。梅田委員には、8番の審議終了まで議場から退室していただきます。梅田委員、よろしく願います。  
（梅田委員 退室）

議長 　　それでは、8番について地元委員の報告をお願いいたします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

8番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番の譲受人は、東区小山五丁目にお住まいの専業農家で、子へ贈与のために農地を所有権移転する申請です。申請地には許可後は露地野菜を作付されます。

以上、8番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であることの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 　　ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、梅田委員、入室をお願いします。  
（梅田委員 入室）

議 長 　　続きまして、9番。

### 36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

9番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番の譲受人は、東区小山町にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権移転の申請です。申請地には許可後、スイカを作付されます。

以上、9番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、9番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

### 10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

10番から13番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される

計画です。

1 1 番は、耕作の便宜上取得のための所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

1 2 番は、公売の結果報告です。

1 3 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上4件につきまして先日の地区委員会で協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、10番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

#### 4 番 上妻孝市委員

4 番委員、上妻です。

1 4 番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

1 4 番は、同居の孫へ贈与される申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上1件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

15番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

18番は、贈与による所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜とレンコンを作付されており、許可後はレンコンをつくられる計画です。

以上4件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、15番から18番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番は取り下げでございます。

次に、20番ですが、申請人が議席番号50番の橋本委員ご本人となっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。橋本委員には、20番の審議終了まで議場から退室していただきます。橋本委員、よろしく願いします。

(橋本委員 退室)

議長 　　それでは。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、麦、大豆を作付されており、許可後は麦、大豆をつくられる計画です。

以上1件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、20番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、橋本委員、入室をお願いします。  
（橋本委員 入室）

議 長 　　続きまして、21番。

#### 14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

21番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、弟への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

22番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻と牧草を作付けられており、許可後は牧草をつくられる計画です。

23番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、露地野菜を作付けされており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

24番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

25番は、子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人はニンニク等の露地野菜、栗を作付けており、許可後は栗を作付される予定です。

以上5件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、21番から25番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、26番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

26番から31番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番は、経営拡張のための所有権を移転される申請です。譲受人は水稻、キャベツ、スイカ等をつくられている専業農家で、許可後はスイカをつくられる計画です。

27番から30番は関連です。27番、29番、30番は賃借権を設定、28番は使用賃借権の設定を行い、独立就農されるための申請です。借受人はアスパラを主にブロッコリー、大根を作付される計画です。さきの地区委員会で聞き取り調査を行い、営農計画等何ら問題ないことを確認しました。

31番は、経営拡張のための所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、露地野菜等と畜産をされている農家で、許可後はジャガイモをつくられる計画です。

以上6件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、26番から31番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、32番。

34番 谷口憲治委員

34番、谷口でございます。

32番から35番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

32番は、経営拡張のための賃借権の権利設定申請でございます。

申請人はミカンを生産する専業農家で、許可後はミカンを作付される予定です。

33番は、妹への贈与のための所有権移転による権利設定申請でございます。申請人はミカンを生産する専業農家です。許可後はミカンを作付する予定です。

34番は、独立就農のための使用貸借による権利設定申請でございます。申請人は独立就農で、許可後はカボチャ、梅、クリ、渋柿を作付される予定です。また、合志市農業委員会へ同時申請をなされております。

35番は、経営拡張のための所有権移転申請です。申請人は大衆浴場経営と家畜用飼料を生産する兼業農家で、許可後は飼料作物のソルゴーを作付される予定でございます。

以上4件、地区委員会で検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、32番から35番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

#### 16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番、2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。土地利用計画は、申請者が熊本地震で被災した家屋があった跡地の隣が申請地であり、その跡地のみでは建てかえが困難であるため、今回の申請地と跡地であるほかの地目137.96㎡を合わせた総事業面積275.56㎡に、個人住宅1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものかと判断をい

たしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成31年3月31日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

2番は、資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。土地利用計画は、西区花園にて排出した土置き場が近辺になく、比較的道路が広い申請地に、その土の保管場及び資材置き場として整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年7月1日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番、2番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

#### 4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、宅地拡張の転用申請です。申請地は17年前に建設された自宅の隣地ですが、その後、申請地は農業委員会の許可を得ないで敷地の一部として転用されており、今回その是正のために申請されたものです。農地区分は、広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、駐車スペース5台分と車両回転スペースとして利用されるものです。資金計画、排水計画、隣接同意、被

害防除とも問題はありません。無断転用のため始末書が提出されています。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

#### 46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、農業用資材置き場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業施設の用に供するために該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積625㎡に施設園芸ハウス資材やコンテナ、パレット置き場、また、堆肥及び堆肥振り機置き場などで、妥当な面積と思われます。排水計画、隣接同意、被害防除等、問題はありません。しかしながら、許可を得ていないで農業用資材置き場として利用しており、このことについて始末書の提出がっております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、5番。

49番 一木文雄委員

49番委員、一木です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、農家住宅のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は農家住宅1棟、建築面積125.44㎡で、妥当な面積だと判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成30年4月20日から平成30年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 5番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、6番。

26番 上田定信委員

26番委員、上田でございます。

6番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

宅地拡張のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、既存の農家住宅の敷地拡張で納屋と作業スペース用などで、転用面積は適当と思われれます。土砂の流出、被害防除等の心配もないと思われれます。申請人は平成9年ごろ農家住宅を建設し、平成10年ごろ農作業に必要な納屋を建設しましたが、今回、隣地を孫に贈与するため調査したところ、宅地部分をはみ出して納屋を建設し、作業スペースとして使用していることが判明いたしました。全く農地法に無知で

あつたと、十分反省しているとの始末書が添付されております。また、既に転用、使用しておりますため事業計画、資金証明等の添付はありません。

以上でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、42件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願ひいたします。

#### 16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番から17番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から14番までは関連で、不動産の売買などを営む法人が、農地の所有権を移転し宅地分譲する申請です。農地区分は、市街地に隣接する10ha未満の区域内にある第2種農地です。土地利用計画は、申請地は国道57号線、通称東バイパスに隣接しており、申請地とほか地目1,578.75㎡を合わせた総事業面積1万9,695.75㎡に、土地計画法に基づく地区計画が定められており、住宅等の用に供することが確実と認められている宅地分譲を目的とした特例措置であり、宅地分譲58区画、公園、調整池などを整備し利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成31年12月31日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

15番は、土木建築工事業などを営む法人が、農地の所有権を移転し資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接する10ha未満の区域内にある第2種農地です。土地利用計画は、申請地

は国道260号線、通称浜線バイパスから近く、譲受法人により近隣にて建て売り住宅工事もあることから、事務所から近い今回の申請地に、小型バックホーなどの小型工事車両置き場、コンクリート二次製品置き場、山砂・砕石置き場などの資材置き場として整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年12月20日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

16番、17番は関連で、建築土木工事業などを営む法人が、農地の所有権を移転し資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。土地利用計画は、譲り受け予定の法人は申請地から10分程度に所在し、経営者の自宅からも比較的近い申請地に、断熱材置き場及び駐車場3台及び運搬車両回転スペースを整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年9月29日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番から17番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番から17番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、1番から14番については、それから16番から17番については、申請どおり許可相当として農業会議へ聴取することにいたします。

　　続きまして、18番について地元委員よりご報告申し上げます。

6番 西富大二郎委員

　　6番委員、西富です。

18番、19番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

18番は、電気設備会社を経営する個人が、農地の所有権を移転し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地化が著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に医療施設、教育施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、譲受人は現在、近辺に駐車場を賃借しており、賃貸契約解除などの不安があり、自己所有の駐車場の確保、整備が急務であるため、条件面が整った申請地に駐車場25台分を整備し利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年12月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

19番は、個人が共有にて農地の所有権を移転し通路へ転用する申請です。農地区分は、市街地化が著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に医療施設、教育施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、譲受人は前案件の駐車場の接道として、ほか2名は農地の営農効率化のため通路として、共有名義にて利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年12月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、18番、19番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長           ただいま、18番、19番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

### 36番 梅田誠也委員

36番、梅田です。

20番から24番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20番から22番は関連で、建築工事業を営む法人が、農地を賃借し資材置き場及び公衆用道路へ転用する申請です。農地区分は、おおむね10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。土地利用計画は、申請地は県道熊本空港線、通称国体道路に近接しており、申請法人は熊本地震の復興事業などにより、建築工事及び土木工事関係事業の増加により、本社に近い位置の申請地に、工事車両6台、重機、山砂、砂利などの資材置き場を整備し利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年8月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

23番は、個人が農地を賃借し診療所へ転用する申請です。農地区分は、市街化の著しい区域内的の農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に2つの教育施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、譲受人は現在、中央区において勤務医として勤められており、東区の医療施設の充実を図りたいとの思いから東部地区での開業を計画されました。周辺は住宅地に近く交通アクセスもよく、ほかの医療施設も存在し診療所の集約も見込まれることから、診療所1棟、木造平屋建て211.67㎡、駐車場52台分を整備し利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しています。工事完了は、平成30年10月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

24番は、医薬品の小売業及び薬局を営む法人が、農地を賃借し薬局へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内的の農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に2つの教育施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、譲受法人は医薬品の小売業及び薬局を営む法人で、申請地周辺は医療施設が多く業務需要が多く見込まれる地域のため、調剤薬局1棟、木造平屋建て54.64㎡、駐車場2台分を整備し利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。開発許可が必要と

なりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成30年10月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、20番から24番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、20から24番までご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25番。

#### 10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

25番、26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番と26番は関連で、建て売り住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断しました。土地利用計画は、転用面積1,929㎡に建て売り住宅8棟の建築及び新設道路等の整備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課への事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成30年7月1日から平成31年3月31日までを予定されております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、25番、26番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、27番。

#### 4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

27番、28番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

27番は、駐車場への転用申請で、所有権移転されるものです。申請者のご子息が、同一敷地内に住宅を建設されたため駐車スペースがなくなり、近隣の土地を探していたところ、所有者の同意が得られたので今回申請されたものです。農地区分は、住宅が混在する広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、露天の駐車場3台分の利用です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、許可後速やかに着工され、平成30年8月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

28番は、事業用倉庫への転用申請で所有権移転されるものです。申請者は造園業を営まれており、現在、自宅敷地の一部をその道具置き場として利用されていますが、十分な敷地が確保できないのが現状とのことです。今回、自宅横の申請地に業務用具を収納する倉庫を建築し、事業の効率化を図られる計画です。農地区分は、中山間地で広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積195㎡に鉄骨平屋建て倉庫77㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年3月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、27番から28番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、29番。

#### 46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

29番から30番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

29番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可要件の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積231㎡に個人住宅1棟を建設予定で、妥当な面積と思われます。排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課への事前審査の申請中とのこと。工事期間は許可日から平成30年12月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

30番は、貸借権設定による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積181㎡に事業用トラック及び従業員車両の駐車場で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかしながら、許可を得ないで駐車場として利用しており、このことについて始末書の提出がっております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、29番から30番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、31番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

31番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

31番は、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、総事業面積3,315.66㎡のうち転用面積3,277㎡に、建て売り住宅11棟及び公衆用道路、公園を整備する計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成30年5月20日から平成31年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、31番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、31番については、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、32番。

49番 一木文雄委員

49番委員。

32番から35番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

32番は、娘婿との間で使用貸借権の設定をし、個人住宅への転用

許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画、個人住宅1棟、建築面積170.10㎡で、妥当な面積だと判断します。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課への事前協議の申請中とのことです。工事計画は、許可日から平成30年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

33番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の区域内にある農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続し設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は個人住宅1棟、建築面積92.33㎡で、妥当な面積だと判断しました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課への事前協議の申請中とのことです。工事計画は、許可日から平成30年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

34番は、夫婦間の使用貸借権の設定による太陽光発電設備建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の区域内にある農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、隣接の土地との一体的な利用で農地の占める割合が3分の1以下に該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、他地目を含めた総事業面積1,219.70㎡で、うち転用許可面積401㎡に太陽光パネル248枚、発電容量73.16kwで、妥当な面積だと思われます。九州電力からの工事費負担金の請求書の写し等関係書類も添付されております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、許可日から平成30年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

35番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。前回境界などの事業計画を再度確認する必要があるとして、継続審議としていたものです。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面積114.01㎡で、妥当な面積だと判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課への事前協議の申請中とのことです。工事計画は、許可日から平成31年3月31日ま

での予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長           ただいま、32番から35番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、36番。

#### 5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

36番、37番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

36番は、借り人が賃借権を設定して太陽光発電設備を設置するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光発電パネル288枚、低圧の売電計画です。転用面積としては適当と思われます。雨水は地下浸透させる計画です。隣接農地とは調整が済みであり、周辺農地への被害防除等、問題ないものと思われます。資金証明等、必要書類は添付されています。工期は、平成30年5月1日から平成30年9月30日までを計画されています。九電の工事負担金請求書も添付されています。

37番は、太陽光発電事業を行う法人が、所有権移転を行い太陽光発電設備の設置をするための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光発電パネル264枚、低圧の売電計画です。転用面積としては適当と思われます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は道路側溝へ接続される計画です。隣接農地とは調整が済みであり、周辺農地への被害防除等は問題ないものと思われます。資金証明等、必要書類は添付されています。工期は許可後から平成30年10月31日までを計画されています。九電の工事負担金請求書も添付されています。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、協議、検討の結果、

立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、36番から37番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、38番。

#### 26番 上田定信委員

26番、上田でございます。

38番から42番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

38番は、所有権移転による駐車場建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。申請人は近所に居住していますが、通路が急勾配で狭隘なため、車両の出入りの際の危険性が高く困難で困っていたことから駐車場用地を探しましたが、市道に接し利便性がよく安全に出入りができることから、この土地を選定されたとのことです。土地利用計画は、駐車場、駐車台数3台分で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われま。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は許可後から平成30年10月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

39番は、所有権移転による個人住宅と通路建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。申請人は父母と住んでいましたが、子供たちが成長し手狭になったことから土地を探しましたが、適当なところがなく、実家近くで祖母の住居の隣地に贈与を受けて建設することになったとのことです。土地利用計画は、軽量鉄骨平屋建て1棟と通路を建築予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われま。代替地の検討もなされております。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は許可後から平成30年12月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可協議中

で、集落内開発制度指定区域です。

40番は、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用申請です。農地区分は、市街化区域に接し、市街化の傾向が著しく、上下水道管が埋設され、500m以内に和幸保育園と温歯科医院があることから、第3種農地と判断されます。申請地は大和団地に接しており、上下水道が完備され文教環境や居住環境も整っていることから、今後、建て売り住宅の需要が見込めるとの判断と、平坦で造成工事も容易であり、ほかの土地も検討しましたが、入手できる適当なところがなかったことから、本件用地を選定したとのことです。土地利用計画は、木造2階建て15区画と道路、ごみ置き場などを設置予定で、転用面積としては適正な面積と思われます。事業計画、資金証明等もそろっており、工事期間は許可後から平成31年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可協議中で、集落内開発制度指定区域です。

41番は、所有権移転による資材置き場兼駐車場建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。申請人は鉄骨アルミ加工業を営んでいますが、昨今の建築需要増加に伴い、作業スペースが手狭となったため、既存の駐車場を作業場とし、従業員も増加したため、新たに隣接地に資材置き場と駐車場が必要になったことから申請されました。土地利用計画は、アルミフレームやパレットなどの資材置き場と駐車場19台分で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。代替地検討もなされております。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は許可後から平成30年12月15日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

42番は、所有権移転による個人住宅と通路建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。申請人は代替地を探したが、入手できる適当な土地がなく、妻のおじに贈与を受けて建設することになったとのことです。土地利用計画は、木造平屋建て1棟で床面積75.35㎡と駐車スペースとを設置予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。代替地検討もなされております。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は許可後から平成31年3月1日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可事前審査済みで、集落内開発制度指定区域内です。

以上5件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討いたしました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、38番から42番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、40番については、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、第4号議案、農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請、1件でございます。それでは、調査委員会委員長より協議状況の報告をお願いいたします。

#### 8番 梅田義弘委員

8番、梅田です。

1番は、農地法第18条第1項の規定による許可申請です。本案件につきましては、熊本市農業委員会調査委員会で3回にわたり会議を開催し、調査及び協議を行いました。その結果、許可相当と判断し、総会において審議をお願いするものです。

本案件は、市街化区域内の南区出仲間六丁目の農地2筆の賃貸借の解約の申請で、合意解約ではなく土地所有者からの単独申請です。申請人によりますと、当該農地は戦前からの権利不明小作ですが、転用の具体的な計画があり、賃借人に対し平成27年より賃貸借契約の解約申し出をしましたが、合意に至らず、今回の申請に至ったとのことです。

申請理由は、賃貸マンション建設を具体的に計画しているとのことです。また、賃借料を年3万円もらってきましたが、当該地は市街化区域内の農地で、平成24年ごろからは固定資産税、都市計画税を合わせて約12万円支払っており、年間約9万円の赤字となっているとのことです。

調査委員会では、許可の要件にある農地法第18条第2項第2号の、その農地は、採草放牧地を農地または採草放牧地以外のものにすることが相当とする場合に該当するのかを審議しました。まず、農地を確認し、当該農地が市街化区域内の農地であることを確認し、農地法に

よる転用届出がなされれば、受理の見込みがあることを確認しました。

次に、転用計画は賃貸マンションの建設であり、申請書に添付されている事業計画の詳細及び資金証明書等の関係書類で、転用計画の具体性、確実性が十分あることを確認しました。また、賃借人は平成5年、母の死亡により当該農地の耕作権を相続して現在に至っていますが、これまでは自家消費米を作付したとのことですが、平成28年の震災以降は作付を行っていません。これまで農業収入はなく、農業以外の収入、主に不動産収入で生計を立てていることを確認しております。このことから、今回の賃貸借の解約により生計に及ぼす影響は過小なものであると考えられます。

以上のことから、本案件について総合的に判断しますと、農地法第18条第2項第2号に掲げる、その農地または採草放牧地を農地または採草放牧地以外のものにすることを相当とする場合に該当するものと判断され、本賃貸借を終了させることが不当とまでは判断できないとの結論に至り、調査委員会においては許可相当であると判断しました。

以上、報告いたします。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、委員長より報告がございましたが、何かご意見ございませんか。  
どうぞ。

25番 清崎勝矢委員

この件については、合意解約は得られてますか。

事務局

事務局長でございます。

合意解約には至っていないので、この申請が出されたところでございます。

25番 清崎勝矢委員

はい、わかりました。

議長 長

ほかに何かご意見ございませんか。

どうぞ。

16番 嶋村鎮雄委員

前例というか、東区でこういう事例があつて、納得いかない場合は

裁判ということでしょう。

議長 恐らくそうなるでしょうね。  
ほかに何かございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次に、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第5号議案、第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（1号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細21ページの1番から28ページの22番までの合計22件で、1番から3番までが公社からの売り渡し、4番から21番までが公社による買い取り、22番が相対による売買です。面積は、22件合わせまして、田5万3,462㎡、畑1万8,556㎡の、合計7万2,018㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細28ページの23番から34ページの33番までで、貸手10名、借手9名の件数10件です。契約期間別では、6年未満が3件、10年以上が7件で、面積は10件合わせまして、田2万3,175㎡、畑1万3,242㎡の、合計3万6,417㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は水稻、果樹、露地野菜、施設野菜、飼料作物です。

次に、再設定分です。明細34ページの34番で、貸手1名、借手1名の件数1件です。契約期間は10年以上で、面積は田のみの1,448㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻です。

続きまして、第6号議案です。

35ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細36ページの1番から44ページの17番までで、貸手17名の件数17件です。契約期間別では、6年未満が2件、10年以上が15件で、面積は17件合わせまして、田8万6,133㎡、畑2,186㎡の合計1万8,319㎡です。権利の種類

は賃借権、利用内容は水稻、畑作物です。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議 長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、4件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

1番につきまして、さきの地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人はミカンを栽培されている専業農家で、地元農業委員が現地調査を行い確認したところ、対象農地1筆について適正に管理、耕作が行われており、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題がないと協議いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きますして、2番。

49番 一木文雄委員

49番委員。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

贈与税の納税猶予の継続のために必要な証明願です。願出人は対象地14筆について、農地として適切に管理し耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しております。

先日の地区委員会において、証明書の交付について何ら問題のないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することにいたします。  
続きますして、3番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

3番、4番について地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番、4番、それぞれ願出人により申請された農地について現地調査を行い、申請人が適正に耕作していることを地元農業委員が確認し、地区委員会では、証明することに何ら問題ないことを協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きますして、次第5の報告事項です。議案別冊の報告事項について

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、事務局よりご説明申し上げます。

別冊の今ごらんいただいている黄色のページ以降が報告事項になっております。届出事項1番から9番まで、合計123件が届け出となっております。ご報告いたします。

以上です。

議長

次に、次第6のその他、職員任免についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局

福田でございます。

職員の任命等についてご報告を申し上げます。

退職者が2名出ております。宮本西区分室長と市川様、事務局参事のほうが、今年度末で退職されました。

転出でございますが、清田副事務局長と大津事務局の主任主事と高取事務局の主任主事、田上西区分室参事、甲斐南区分室主幹と最後、猿渡さん、南区分室主任主事、6名が今回の異動で転出されました。

昇任・配置換えでございますが、宮本南区分室長が西区分室長に、伊津野南区分室主幹が南区分室長に、岩永事務局主査のほうが南区分室の主幹に昇任され、南区分室主査になられています。また、立石北区分室参事が事務局主査に配置換えとなりました。

裏面でございますが、転入でございます。平井さんのほうが市長事務部局より首席審議員兼事務局副事務局長に、福寫さんが事務局主任主事に、松隈様が事務局主任主事に、堀坂様が事務局主任主事に、前出様が西区分室主任主事に、米澤様が南区分室参事に、栗山様が南区分室参事に、永井様が南区分室主任主事に、水上様が北区分室主任主事に、今回の異動で委員会に参っております。

また、北区分室の岩上様が引き続きの再任用となっているところでございます。

これを代表しまして平井首席より一言ご挨拶を申し上げます。

事務局

危機管理防災総室より事務局の副事務局長を拝命いたしました平井と申します。

今般の異動では、私を含めまして9名の職員が、新たに農業委員会事務局に配属になっております。一日も早く事務局の仕事を覚えまして、一生懸命頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

(拍手)

事務局 今年度の体制は、昨年と同じでございまして、本所が14名、西分室が3名、南分室が6名、北分室が5名、計28名の体制となっておりますので、今年度もよろしくお願い申し上げます。

議長 以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。  
なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。  
よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。  
これにて閉会いたします。

議長 どうもお疲れさまでございました。

閉 会 午後4時24分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成30年4月9日

会 長            森    日 出 輝

署名委員        榊 永   築

署名委員        杉 本 清 和

書   記           澤   純 子